

京都市告示第348号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき，水路等を次のように指定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成25年10月23日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	修道水0011号	東山区北棟梁町323番地地先 同区蛭子町北組251番地地先	
2	修道水0012号	東山区蛭子町北組251番地地先 同町253番地地先	
3	六原水0004号	東山区轆轤町101番地の56地先 同町84番地地先	
4	清水水0010号	東山区清水一丁目292番地地先 同上	
5	清水水0011号	東山区下弁天町54番地地先 同区小松町575番地の3地先	
6	清水水0012号	東山区玉水町72番地地先 同町70番地地先	
7	貞教水0005号	東山区本町四丁目115番地の2地先 同町141番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)